

豊田市と愛知学泉大学との包括連携に関する協定書

豊田市と愛知学泉大学（以下「両機関」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関すること
- (3) 学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、両機関が次条に規定する高等教育機関の全部又は一部との間で、相互に連携して実施するまちづくり事業に関すること
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月29日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

（相互連携機関）

第3条 前条第4号に規定する高等教育機関は各号のとおりとする。

- (1) 愛知県立芸術大学
- (2) 愛知工業大学
- (3) 中京大学
- (4) 日本赤十字豊田看護大学
- (5) 豊田工業高等専門学校

令和4年2月28日

学校法人 安城学園  
理 事 長

寺 部 曜

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

豊田市長

太 田 熊 介

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

豊田市と愛知県立芸術大学との包括連携に関する協定書

豊田市と愛知県立芸術大学（以下「両機関」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月29日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関すること
- (3) 学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、両機関が次条に規定する高等教育機関の全部又は一部との間で、相互に連携して実施するまちづくり事業に関すること
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

（相互連携機関）

第3条 前条第4号に規定する高等教育機関は各号のとおりとする。

- (1) 愛知学泉大学
- (2) 愛知工業大学
- (3) 中京大学
- (4) 日本赤十字豊田看護大学
- (5) 豊田工業高等専門学校

令和4年2月28日

愛知県公立大学法人  
愛知県立芸術大学  
学長

戸山俊樹

豊田市長

太田稔彦

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

豊田市と愛知工業大学との包括連携に関する協定書

豊田市と愛知工業大学（以下「両機関」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関するこ
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関するこ
- (3) 学術振興、教育及び人材の育成に関するこ
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、両機関が次条に規定する高等教育機関の全部又は一部との間で、相互に連携して実施するまちづくり事業に関するこ
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関するこ

（相互連携機関）

第3条 前条第4号に規定する高等教育機関は各号のとおりとする。

- (1) 愛知学泉大学
- (2) 愛知県立芸術大学
- (3) 中京大学
- (4) 日本赤十字豊田看護大学
- (5) 豊田工業高等専門学校

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月29日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年2月28日

愛知工業大学  
学 長

後藤泰之

豊田市長

太田稔彦

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

豊田市と中京大学との包括連携に関する協定書

豊田市と中京大学（以下「両機関」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関すること
- (3) 学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、両機関が次条に規定する高等教育機関の全部又は一部との間で、相互に連携して実施するまちづくり事業に関すること
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

（相互連携機関）

第3条 前条第4号に規定する高等教育機関は各号のとおりとする。

- (1) 愛知学泉大学
- (2) 愛知県立芸術大学
- (3) 愛知工業大学
- (4) 日本赤十字豊田看護大学
- (5) 豊田工業高等専門学校

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月29日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年2月28日

学校法人 梅村学園  
中京大学  
学 長

梅村清美

豊田市長

太田稔彦

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

豊田市と日本赤十字豊田看護大学との包括連携に関する協定書

豊田市と日本赤十字豊田看護大学（以下「両機関」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関するこ
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関するこ
- (3) 学術振興、教育及び人材の育成に関するこ
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、両機関が次条に規定する高等教育機関の全部又は一部との間で、相互に連携して実施するまちづくり事業に関するこ
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関するこ

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月29日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

（相互連携機関）

第3条 前条第4号に規定する高等教育機関は各号のとおりとする。

- (1) 愛知学泉大学
- (2) 愛知県立芸術大学
- (3) 愛知工業大学
- (4) 中京大学
- (5) 豊田工業高等専門学校

令和4年2月28日

学校法人 日本赤十字学園  
日本赤十字豊田看護大学  
学 長

八木倉 やよい

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

豊田市長

太田 稔彦

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

豊田市と豊田工業高等専門学校との包括連携に関する協定書

豊田市と豊田工業高等専門学校（以下「両機関」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、芸術、スポーツ、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 両機関が共同で実施する事業に関すること
- (3) 学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (4) 前三号に掲げる事項のほか、両機関が次条に規定する高等教育機関の全部又は一部との間で、相互に連携して実施するまちづくり事業に関すること
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月29日から令和7年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

（相互連携機関）

第3条 前条第4号に規定する高等教育機関は各号のとおりとする。

- (1) 愛知学泉大学
- (2) 愛知県立芸術大学
- (3) 愛知工業大学
- (4) 中京大学
- (5) 日本赤十字豊田看護大学

令和4年2月28日

独立行政法人 国立高等専門学校機構  
豊田工業高等専門学校  
校長

土川智彦

豊田市長

大田稔彦

（連携推進会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。